

事 務 連 絡
令和2年3月18日

各都道府県民生主管部（局）長殿
全国社会福祉協議会会長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

緊急小口資金等の特例措置による貸付金の
送金までに係る適切な支援について（周知）

緊急小口資金等の貸付については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和2年3月11日社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知）を发出し、当面の生活費に関する需要への対応をお願いしているところです。

緊急小口資金等の貸付については、相談の受付から送金まで、事務処理等のために一定の期間を要しているところ、送金までの生活費が枯渇して食料に困るなど、生活費に切迫している場合には、全国の市町村社会福祉協議会において独自に非常用に備蓄している食糧の給付や寄付金などを財源として独自の貸付により対応されているものと承知しております。

今般の特例貸付の実施にあたり、貸付金の送金までの当座の生活に関する支援を必要とされる方が相談に訪れることが想定されますので、下記の点にご留意の上、必要な支援が行き届くよう、ご配慮をお願いします。

併せて、都道府県におかれては不測の事態に備え、都道府県内の市町村及び福祉事務所並びに生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関など連携が必要となる機関への周知をお願いします。

記

1 当座の生活費にお困りの方のうち、特に急を要する場合には、緊急小口資金の貸付について、次に掲げる措置を講じ、相談と同時に申込を行い、申込日の翌々営業日までに送金が行われるよう事務処理の迅速化にご協力をお願いします。

- 住民票等の必要書類は、事後提出により対応。（市町村社会福祉協議会）
- 実印や印鑑証明は求めない。（市町村社会福祉協議会）
- 送金事務を前倒し、申込書の到着と同時に送金処理を行い、書類審査や貸付決定等の事務は事後的に処理する。（都道府県社会福祉協議会）

2 1の対応を行ってもなお送金まで生活費が枯渇して食料に困るなど、生活費に切迫している場合には、次に掲げる支援など、必要な支援を行われたいこと。

- 市町村や市町村社会福祉協議会において行われている独自の貸付
- フードバンクとの連携等による食品等の物品支援
- 一時生活支援事業による宿泊場所の提供
- 救護施設等での入所措置が必要と思われる者の福祉事務所への連絡 等

3 総合支援資金の貸付を利用する方で、送金までの生活費に切迫する場合には、緊急小口資金や2に掲げる支援など、必要な支援を行われたいこと。

以上